とどけで かん きゅうあんどえい 届出に関する Q & A

このしおりは、生活保護を利用されている方の届出について、なぜ福祉事務所へ届け出なくてはならないのか、

「たいてき
具体的にどんな内容を届けなくてはならないのか、
「はいてき
届け出ることで何かメリットがあるのか、届け出しないとどうなるのか、
などを説明するために作成したものです。



ちょうししふくしじ むしょ 銚子市福祉事務所

なぜ、福祉事務所へ届け出ることが必要なの? きゅう

しゅうにゅう じょうきょう へんか A1 生活保護法では、収入の状況に変化があったときや、居住地を異動したとき ふくしじむしょ とど (引っ越しなどで住所が変わったとき)など、福祉事務所へ届け出ることが義務づけ られています。

せいかつ ほ ご ほうだい 生活保護法第61条

ひほごしゃ しゅうにゅう ししゅつ た せいけい じょうきょう 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやか ほご じっしきかんまた ふくしじむしょちょう むね とど で に、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

Ã2 届け出が必要な内容は次のようなものです。

しゅうにゅう とど で はたら ① 働きによる収入を届け出る。

まいつき きゅうよ ていきてき しゅうにゅう

・毎月の給与など定期的な収入

しょうよ ひばら きゅうりょう たいしょくきん りんじてき しゅうにゅう

・賞与や日払いの給料、退職金などの臨時的な収入
はたら
②働きによらない収入を届け出る。 など

ねんきん こうてきねんきん しゅうにゅう

・年金や公的年金などの収入

せいめいほ けん にゅういんきゅうふきん かいやくへんれいきん

・生命保険の入院給付金や解約返戻金

・親族などからの仕送りや援助、相続分

こうつう じ こ そんがいばいしょうきん

・交通事故の損害賠償金

など

しさん とど で ③資産を届け出る。

せいめいほけん そんがいほけん かくしゅほけん

・生命保険や損害保険などの各種保険

とち いえ ふどうさん そうぞく ばあい

・土地や家などの不動産(相続した場合も含む。)

じどうしゃ こうか ききんぞく・自動車やオートバイ、高価な貴金属

など

せたいじょうきょう へんか とど で

④世帯状況の変化を届け出る。

せたいいん てんにゅう てんしゅつ にゅういん たいいん しゅっしょう しぼう しゅうしょく りしょく かいがいとこう

- ・世帯員の転入、転出、入院、退院、出生、死亡、就職、離職、海外渡航 じゅうきょ やちん ちだい へんこう
- ・住居の家賃や地代などの変更

^{をゆう} しゅうにゅう え Q3 収入を得たときに、きちんと届け出ると何かメリット があるの?

えい しゅうにゅう とと で っき こうじょ う A3 収入をきちんと届け出ると次のような控除が受けられます。 こうじょ きんがく しゅうにゅう いってい きんがく さ ひ ※控除とは・・・ある金額(収入)から一定の金額を差し引くこと。

(しゅうろうしゅうにゅう たい こうじょ アナングリフ フィーナム・ナーフ + ホワへ)

【就労収入に対する控除】

き そこうじょ

①基礎控除

Lppうろうしゅうにゅう ぱぁぃ きゅうょそうがく ぉぅ いってい きんがく こうじょ 就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。 みせいねんしゃこうじょ

②未成年者控除

ませいねんしゃ しゅうろう ぱぁぃ きそこうじょ 未成年者が就労した場合、①の基礎控除のほかに、一定の金額が控除されます。

③その他の必要経費

しゃかいほけんりょう しょとくぜい つうきんこうつうひ ひつようけいひ こうじょ 社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。 じょうき ぶん てもと のこ

※上記の①から③のように控除された分は手元に残ることになります。

こうこうせい しゅうにゅう 【高校生のアルバイト収入】

こうこうせい しゅうにゅう じゅぎょうりょう ふそくぶん しゅうがくりょこう ひ がくしゅうじゅくだい だいがく 高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・せんもんがっこう にゅうがくきん そうきじりっ ぁ みと しゅうにゅう 専門学校の入学金など早期自立のために充てられると認められたものは、収入としてにんてい と あつか ち く たんとういん そうだん 認定しない取り扱いとなります。地区担当員に相談してください。

えい ふくしじむしょ せいかつほご てきせい おこな せいかつほごほうだい じょう もと A 4 福祉事務所では、生活保護を適正に行うため、生活保護法第29条に基づき、 ひっょう おう つぎ ちょうさ おこな 必要に応じて次のような調査を行っています。

かぜいじょうきょうちょうさ

①課税状況調査

Lゅうろうさき しんこく きゅうよじょうきょう ねんきんがく かくじち たい かくにん 就労先から申告される給与状況や年金額を、各自治体に確認します。 ょちょきんとりひきめいさいちょうさ

②預貯金取引明細調査

きんこうこうさ う む つうちょう きさい にゅうしゅっきん じょうきょう かくきんゆうきかん しょうかい 銀行口座の有無のほか通帳に記載される入出金の状況を各金融機関へ照会します。 しゅうろうさきちょうさ

③就労先調査

しゅうろうさき しゅうろうじょうきょう きゅうよがく しょうかい 就労先に就労状況や給与額を照会します。

きゅう ただ とどけで Q5 正しく届出をしないとどうなるの?

A5 必要な届出をしなかったり、収入をいつわって申告したり、事実と違った届出を して保護費を受け取ると「不正受給」となります。

【たとえば】

(1) 働きによる収入を得ていたが、届け出をしなかった。

- ただ とど で こうじょ き そ こうじょ みせいねんしゃ 正しく届け出ていれば、受けられたはずのさまざまな控除(基礎控除・未成年者 こうじょ う しゅうにゅう ぜんがく ふくしじむしょ かえ 控除など)が受けられず、その収入の全額を福祉事務所に返さなければなりません。
- ②知人や金融機関からお金(年金担保を含む。)を借りたが届け出をしていなかった。
- → 借金も収入とみなされるので、すでに受け取った保護費からその収入分の金額を
 ふくしじむしょ かえ
 福祉事務所に返さなければなりません。

ふせいじゅきゅう

【不正受給をしてしまうと・・・】

おわりに

ふくしじむしょ さいかん きゅうあんどえい いりょうきかん かた ほご 福祉事務所では、この「届出に関するQ&A」、「医療機関のかかり方」、「保護のしお せいかっほ ごせいど ただ りかい り」などにより、これからも生活保護制度を正しく理解していただけるように、ていねいなせっかい っと 説明に努めていきます。

T288-8601

ちょうししわかみやちょう

銚子市若宮町1-1

まょうししふくしじむしょ ちょうししゃくしょ しゃかいふくしか しゃかいふくししつ ほ ごはん 銚子市福祉事務所(銚子市役所 社会福祉課 社会福祉室 保護班)

でんわばんごう 電話番号 0479ー24ー8969(直通)

ラけつけじかん ごぜん じ ぶん ごご じ ふん とょう にちょう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ 受付時間 午前8時30分~午後5時15分(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く。)